

工事費内訳書の提出について

1. 目的 適切な見積による入札を推進し、見積能力の無いような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図るもの。
2. 対象 入札対象となる全ての工事 及び 最低制限価格を設けた随意契約の工事
(公告または指名通知等に工事費内訳書の提出を明記)
3. 工事費内訳書の記載事項等
 - ① 用紙サイズをA4とすること
 - ② 入札者の商号または名称、工事名を記入すること
 - ③ 工事費の内訳(入札方法によって異なる。)
それぞれの工事に併せ、設計書の各項目に対応した項目名、単位、数量及び金額を記載すること。
(工事費内訳書の積算金額が第1回目の入札金額と一致すること。)
(1) 一般競争入札(簡易型を含む。) ⇒ (土木関係工事) 種目(レベル3) 程度
(建築関係工事) 中科目程度
(2) 指名競争入札 ⇒ (土木関係工事) 工種(レベル2) 程度
(建築関係工事) 科目程度
4. 審査の対象
原則、落札候補者のみとする。
ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の落札候補者
5. 作成基準(別紙作成要領参照)
 - ① 工事費内訳書の合計金額と、第1回目の入札書の金額が一致すること。
 - ② 値引き項目は認めない。
 - ③ 端数処理、端数調整については、工事費内訳書の税抜合計額における 1000円未満のみとする。
その他の調整は認めない。
 - ④ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としないこと。(建築関連工事を除く)
 - ⑤ 工事費内訳書のタテヨコ計算に違算がないこと。
 - ⑥ 工事種別(土木一式工事・建築一式工事等)、入札種類(指名競争入札・一般競争入札)それぞれ要求する項目を未記載(他項目や明細書に一括計上し、内訳が分からないものを含む)としないこと。
6. 提出方法
 - ① 紙入札 入札書提出時に同封すること。
 - ② 電子入札 入札書の提出時に添付すること。
7. 入札の無効
 - ① 工事費内訳書を提出しない入札
 - ② 上記5の作成基準を満たさない入札
8. 問い合わせ
作成にあたり不明な点がある場合は、それぞれの発注担当部局(監督員等)に確認をすること。
9. 適応日 平成27年4月1日以降に指名または公告する入札